平成２１年（フ）第４３２号
滋賀県栗東市中沢１丁目３番28―303号
債務者　矢野　愛子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４４８号
京都府向日市寺戸町岸ノ下１番地の43
債務者　米澤　正浩
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３２号
京都府向日市寺戸町南垣内62番地の６
債務者　長谷川智恵子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７９号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　京都府営住宅水主団地１棟104号
債務者　大ケ谷千鶴
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９０号
京都市伏見区深草東伊達町43番地28
債務者　浅井　　力
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９１号
京都市伏見区深草東伊達町43番地28
債務者　浅井　絢子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２６号
京都市左京区一乗寺築田町91番地　ポエム・ハーミット302号
債務者　溝口　チヅ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５０号
京都市右京区西院西田町27番地　サンシャインロッキー506号
債務者　吉田　隆司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６６号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地１　ＥＳＴ30Ｆ―103号
債務者　芝本　敦子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７９号
京都市山科区御陵天徳町20番地
債務者　山本安佐子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市名塩赤坂９番９号
債務者　福島　るり
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１８号
兵庫県尼崎市水明町13番地、前住所兵庫県尼崎市琴浦町102番地の３
債務者　上　　隆之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２５号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目15―15　プレンティー306号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市大吹町２番23号シュタットハイツ102号
債務者　サロン・ド・アイこと　横濵　富子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８７号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目４番10号　ルポゼ武庫之荘Ⅱ―206、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目21番３―403号
債務者　牛島　泰博
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６２号
鳥取県鳥取市河原町中井186番地３
債務者　奥田　義夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６７号
鳥取県八頭郡八頭町市谷134番地３
債務者　片山　金**隆**
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６９号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　徳吉団地Ｒ14―12
債務者　山崎奈々江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部